インフォメーション

令和5年12月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

インボイス制度について⑧

国税庁 Q&A

2023年10月よりインボイス制度がスタートしましたが、対応はお済でしょうか? 今回はインボイス制度に関する国税庁のQ&Aより、おそらく多くの人に関わることとなる 身近なものをご紹介します。

1. 家賃の支払い等(Q&A 問 95)を参照

以前にもご紹介しておりますが、事務所を賃借していて口座振替により家賃を支払っている場合などは、請求書や領収書等の「適格請求書」(以下「インボイス」といいます。)の交付を受けていないことが多いかと思います。

そのような場合は、<mark>契約書(</mark>課税資産の譲渡等の年月日以外の事項が記載されていることと 想定します。)とともに通帳(課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)を併せて保存する ことにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

また、令和5年9月30日以前からの契約については登録番号の記載がないかと思いますので、「覚書」や「通知書」等により契約書に登録番号等の記載が不足していた旨の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えありません。契約書に消費税額や消費税率の記載がない場合は「覚書」や「通知書」に併せて記載してください。

2. ETC カードにより高速道路料金を支払う場合(Q&A 問 103)を参照

ETC カードにより高速道路料金を支払った場合に、クレジットカード会社から発行される利用明細書は、一般的にインボイスには該当しません。

原則として、高速道路会社が運営するホームページ(ETC 利用照会サービス)からインボイスの記載事項に係る電磁的記録(以下「利用証明書」といいます。)をダウンロードして、それをインボイスとして保存することで仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

ただし、全ての高速道路の利用に係る利用明細書の保存が困難なときは、利用明細書(個々の高速道路の利用に係る内容が判明するものに限る。)と利用した高速道路会社等の任意の一取引(複数の高速道路会社等の利用がある場合は、高速道路会社等ごとに任意の一取引)に係る利用証明書をダウンロードし、併せて保存することでもよいこととされています。

なお、<u>利用証明書はクレジットカードの利用明細書の受領ごとに(毎月)取得・保存する必要はなく、一回のみ取得・保存</u>することで差し支えありません。

3. 出張旅費、宿泊費、日当等及び通勤手当(Q&A 問 107、108)を参照

従業員等に支給する出張旅費等及び通勤手当のうち、その旅行及び通勤に通常必要と認められる部分の金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。(従業員等からはインボイスの交付を受けることが出来ない可能性が高いので、仕入税額控除の要件としてインボイスの保存は不要とされています。)

なお、「その旅行に通常必要と認められる部分」については所得税基本通達 9-3 に基づき判定し、所得税が非課税となる範囲内で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

一方で、「通勤者につき通常必要と認められる部分」については、通勤に通常必要と認められるものであればよく、所得税法施行令第20条の2において規定される非課税とされる通勤手当の金額を超えているかどうかは問いません。

※それぞれの取扱いについてより詳しくは国税庁のQ&Aをご確認ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_invoice_mokuji.htm